

非行少年(刑法)の非行場所／不良行為少年の発見場所
(令和7年4月末・暫定値)

非行場所／発見場所	非行少年(刑法)	不良行為少年
宮城県内 (合計)	117	926
仙台市	58	489
青葉区	15	158
宮城野区	10	58
若林区	8	79
太白区	9	93
泉区	16	101
区不明	0	0
石巻市	9	111
塩竈市	2	11
気仙沼市	1	7
白石市	2	3
名取市	1	36
角田市	1	12
多賀城市	2	46
岩沼市	0	23
登米市	1	43
栗原市	0	3
東松島市	3	27
大崎市	8	24
富谷市	1	21
蔵王町	0	1
七ヶ宿町	0	0
大河原町	6	11
村田町	0	0
柴田町	3	2
川崎町	0	0
丸森町	0	1
亘理町	1	12
山元町	0	5
松島町	2	1
七ヶ浜町	0	0
利府町	3	8
大和町	0	13
大郷町	2	2
大衡村	0	0
色麻町	0	0
加美町	6	3
涌谷町	3	0
美里町	2	11
女川町	0	0
南三陸町	0	0

- 非行少年（刑法）・・・刑法犯少年及び触法少年（刑法）をいう。
- 刑法犯少年・・・刑法の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年（刑法）・・・刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- 不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 統計中の数値は、宮城県警察が県内で検挙・補導した非行少年（刑法）と不良行為少年の非行場所・発見場所となっており、「非行少年の検挙・補導状況」の数値とは必ずしも合致しない場合がある。